

公共建築工事における積算チェックツールの実証実験 募集要項

1 事業の背景・目的

公共建築工事の工事内訳書（以下「内訳書」という。）は項目数が数千以上になることも多く、その全ての項目は設計図面の仕様及び数量と一致する必要がありますが、これらを確認するためには専門的な知識、経験に加えて膨大な時間を要します。また、この確認作業においてミスがあった場合に積算疑義から工事入札が中止となり、市民サービスに多大な影響を及ぼしてしまうことが懸念されます。

こういった市民サービスへの多大な影響が発生する工事入札中止のリスクを小さくするため、一元的かつ効率的なチェック体系を構築することを目的として、ICT 活用による業務効率化を及び工事の積算に関するノウハウを有する民間事業者と連携し、本格実施を見据えたチェックツールの導入に関する実証実験を行うものです。

2 実証実験の概要

（1）募集する事業内容

この実証実験は、営繕積算システム（以下「RIBC2」という。）で作成した内訳書について、一定の条件を付与することでその条件を満たす、または満たさない項目等を検出するアプリケーションソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の提案を行うとともに、そのソフトウェアの実証実験を行う事業者を募集するものです。なお、事業の実施においては、協定書等の締結を要します。

（2）本市が求める提案内容

次の事項を実現できる提案を募集します。なお、提案には実証実験中に開発・実装する予定の機能を含みます。

ア 次の事項を有する一つのソフトウェア

（ア）必須の機能等

- ・ RIBC2 にて作成した内訳書のデータ形式（utib）、若しくは RIBC2 の機能によりエクセル形式（xlsx）に変換した内訳書をチェックする機能
- ・ チェックにより検出する項目等の抽出条件の変更、及び追加する機能（提案者の機能改修による変更、及び追加を含む）
- ・ チェックで検出した項目とその検出理由を一覧により表示する機能
- ・ チェックした結果を蓄積し、その内容を閲覧する機能
- ・ 動作にはインターネットに接続する必要がないこと
- ・ 表 1 のチェック項目に記載した妥当性を確認する機能を全て有すること。なお、妥当性のチェックを行うにあたり、プロセスについて指定するものではありません。

表 1

チェック項目	機能の例
共通仮設費の区分の 妥当性	細目別内訳のシートにおいて、名称に特定の文言を含む場合、その共通仮設費の区分の妥当性をチェックする機能。 【具体的な例】 名称に「処分費」を含む場合、共通仮設費の区分は「建発」、「電発」、「機発」、「専率」のいずれかであること。不一致の場合は検出する。
共通仮設費、現場管 理費、一般管理費等 の率の妥当性	共通仮設費のシートにおいて、名称に「専門工事（●●）」を含む場合、②～⑥（E列～I列）の数値の妥当性をチェックする機能。 【具体的な例】 名称が専門工事（AA）の場合に1つでも下記と異なる場合は検出する。 ②：1、③：2、④：3、⑤：1、⑥：1
ペアとなるべき単価 の妥当性	細目別内訳または別紙明細のシートにおいて、あらかじめペアに設定された「A」と「B」の単価に対して、ペアのうち片方の単価しかない場合に検出する機能。 【具体的な例】 「BB 取外し」と「BB 再取付け」をペアに設定。内訳書に「BB 取外し」のみが使用されている場合、または「BB 再取付け」のみが使用されている場合に検出する。
工期から推定できる 数量の妥当性	細目別内訳（2）のシートにおいて、名称が特定の文言を含む、または特定の単価コードを含む場合、数量の妥当性をチェックする機能。なお、工期は共通仮設費のシートのC列に記載されている。 【具体的な例】 共通仮設費のシートの工期が8.0の場合に「交通誘導員」の数量が工期の25倍である200より多い場合は検出する。

※表中では内訳書をエクセル形式でチェックする場合を想定して記載します。参考資料1にエクセル形式の内訳書の構成等を示します。

(イ) 任意の機能等

- ・複数の内訳書に対して、名称や適用が同様（完全一致だけでなくおおむね一致するものを含む）の項目を比較し、単価、数量、または単位の差が大きい項目や項目そのものの過不足等を検出する機能
- ・蓄積する内訳書のデータに複数の属性を付与し、データベース化する機能
- ・PDF 形式の見積書を参照し、内訳書に入力された金額と一致しない場合に検出する機能
- ・数量の欄に入力がある場合、単位の欄が空欄の項目を検出する機能
- ・名称に特定の文言を含む場合、単位があらかじめ指定した単位であることを確認し、異なる場合に検出する機能
- ・別紙明細の適用に記載された文言が、その別紙明細を構成する単価の名称、適用、数量、単位と異なる場合に検出する機能
- ・概要のシートに記載された年月がチェックを行った年月に対して、同月または前月でない場合に検出する機能
- ・ソフトウェア等を起動時に、ID とパスワードにより使用者を管理できる機能
- ・その他入力ミスや設定ミスを検出する機能

(ウ) その他評価する項目の例

- ・必要な操作はシンプルであり、基本的な機能はマニュアル等を見ずに操作することが容易なインターフェースである
- ・複数の内訳を同時にチェックができる、チェックに要する時間が短い
- ・ネットワーク化して運用した場合に、複数の人間が同時にログインし、ソフトウェアを使用することができる
- ・蓄積したデータを分析し、分析結果を csv などに出力する機能やグラフなど視覚的に見やすい形で出力する機能

イ 協定の締結期間中においては、ソフトウェアを使用できる環境を次のいずれかにより提供すること。

(ア) ソフトウェアを含むパソコン等の貸与による提供。なお、以下の要件を満たすこと。

- ・パソコン等は通常の運用時にはインターネットに接続しないものとし、導入時に wifi 接続の機能を削除すること
- ・入力に必要な内訳書データを USB メモリ等により取り込めること
- ・必要なウイルス対策ソフトをインストールすること
- ・OS パッチ及びウイルス対策ソフトの更新等は定期的に事業者が行うこと。その際、パソコン等には業務データが無いことを確認の上、モバイルルータ等によりイ

ンターネット環境に接続し、更新作業を行うこと。

- ・過失等による故障や自然故障等によりパソコン等が使用できなくなった場合に、代替のパソコン等を用意すること

(イ) 本市の職員が使用するノートパソコンで動作可能なソフトウェアの貸与による提供。なお、ノートパソコンの環境は令和5年度 OA 機器導入ガイドラインの3(3)による。(参考資料2 参照)

(3) 事業期間

協定書等の締結日から令和7年7月31日まで

※協定締結時に市と協議の上、事業期間が変更となる場合があります。

(4) 費用負担

実証実験に要する費用その他諸経費は、全て事業者負担とします。

(5) 知的財産権の帰属

ア ソフトウェアに関する特許権、商標権、意匠権、著作権、営業秘密その他一切の権利は、全て事業者またはその他の権利者に属するものとします。

イ その他実証実験の中で新たに得られた特許権、商標権、意匠権、著作権、営業秘密その他一切の権利及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとします。

(6) 提案採用者へのインセンティブ

提案採用者は、本市から実証実験等の場が提供されるとともに、実証実験を連携して進めることによって本市における本事業の検討状況を適時把握することができます。また、実証実験等を経て、将来的に事業実施に至った際の事業者選考において、提案採用者に対しては一定の加点評価を行う場合があります。

3 役割分担

[市で実施する業務内容]

- ・実証実験の総括
- ・ソフトウェアの動作、実用性、操作性の確認、及びその確認結果のフィードバック
- ・ソフトウェアの機能に関する追加、修正、削除等の提案
- ・ソフトウェアのインターフェース改善に関する提案

[事業者で実施する業務内容]

- ・実証実験に必要な環境構築とその提供
- ・市からの提案及びフィードバックを受けた内容についての機能改修や代替案の提案
- ・市からの提案及びフィードバックに係る対応経過を記載した報告書の作成（中間報告と最終報告の２回）

4 提案募集に関するスケジュール

●本要項の公表	令和６年５月２２日（水）
●参加意向申出期間	令和６年５月２２日（水）～令和６年６月５日（水）
●提案資格確認結果通知書の交付	令和６年６月７日（金）
●質問受付期間	令和６年５月２２日（水）～令和６年６月７日（金）
●質問に対する回答期日	令和６年６月１２日（水）
●提案募集期限	令和６年６月２６日（水）
●提案の選考委員会	令和６年７月１日（月）
●選考結果の通知	令和６年７月４日（木）
●協定書の締結	令和６年７月中旬
●中間報告書の提出	令和７年３月３１日（月）
●実証実験の実施期間	協定書等締結日 ～ 令和７年７月３１日（木）

※実施期間には、準備期間も含まれます。

※実施期間は、状況等を踏まえて延長する場合があります。

5 提案資格要件

提案を提出できる主体は、提案内容の遂行が可能である法人とし、次に掲げる資格要件を満たすこととします。なお、提案者は複数法人の組合せもできるものとします（資格要件はすべての法人が満たすこととします）。

- (１) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (２) 提案時において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (３) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続中でないこと。
- (４) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (５) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第

2 項の規定に違反していないこと。

- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。
- (7) その他、違法または不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等がないこと。

6 参加意向の申出

本募集への参加意向がある場合は、別紙1「参加意向申出書」を御記入いただき、PDF化したデータを上記参加意向申出期間内に専用のホームページから提出してください。

7 質問の受付及び回答

本要項等に関する質問がある場合は、上記質問受付期間内に専用のホームページから入力してください。

- (1) 持参・電話・FAX・口頭・電子メール等による質問は不可とします。
- (2) 単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。
- (3) 本要項等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。
- (4) 本要項等に対する質問への回答は、上記に示す期日までに本市ホームページにおいて公表します。

8 提案の受付、辞退

参加意向申出者は、次の項目を踏まえて、提出書類等を上記提案募集期限までに専用のホームページから提出してください。

なお、参加意向申出書を提出した後に提案を辞退される場合は、別紙2「辞退届」を御記入いただき、PDF化したデータを上記提案募集期限までに専用のホームページから提出してください。

(1) 提案を求める内容

上記2(2)「本市が求める提案内容」に掲げる事項

(2) 提出書類等（形式はすべて原則PDFデータとします）

- ア 提案書（別紙3「計画書（様式）」に概要を記載し、詳細等は別途任意様式により提出 A4 判 10 ページ程度）
- イ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式自由）
- ウ 提案者概要（パンフレット等）

- エ 登記事項証明書（本要項の公表日以降に交付されたもの）
 - オ 納税証明書（国税）
 - カ 納税証明書（川崎市税） ※本市に本社若しくは事業所がある場合のみ
 - キ 誓約書（別紙4「誓約書」により提出）
- （3）提出書類等の取り扱い
- ア 提出書類等は、返却いたしません。なお、提案書類等は、提案者に無断で選考以外の目的には使用いたしません。
 - イ 提案募集期限後は、提案書類等の差替え、変更又は追加は認めません。
 - ウ 提案書の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案のすべてが提案実施に反映されるとは限りません。
 - エ 提案書類等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
 - オ 提案書類等の作成に係る費用は、提案者の負担とします。
 - カ 提案書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、採用された提案については、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。
 - キ 提案書類等は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選考期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象となりません。

9 提案選考委員会

- （1）日時
- 令和6年7月1日（月） 10時から
- （2）場所
- 川崎市本庁舎（川崎市川崎区宮本町1番地）
- （3）提案説明
- ア 提案説明は、提出書類等のほか、本市が会場内に準備するノートパソコン及び大型モニターを使用して行ってください。
 - イ 所要時間は各提案者30分（説明20分、質疑応答10分）以内とします。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合があります。
 - ウ 提案実施に携わる人が提案書類等の作成、及び提案選考委員会に参加してください。なお、参加者は3名以内とします。
- （4）選考方法
- 選考は、本市が設置する提案選考委員会において、提案書類等及び提案説明の内容を、別紙5「選考評価基準」に基づいて精査・評価し、提案採用予定者を決定します。

ア 基準点を上回る提案者が複数いた場合

基準点を上回った提案者が複数いた場合は、評価点が高い事業者から順に提案内容を考慮しながら、複数の提案者と実証実験を行うことがあります。

イ すべての提案者の合計点が基準点を下回った場合

提案採用予定者を決定せず、募集内容等を見直した上で再度選考を行う場合があります。

ウ 提案内容に虚偽の記載があると本市が判断した場合

評価点に関わらずその提案者を失格とします。

(5) その他

提案選考委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成 11 年 3 月 19 日条例第 3 号）第 5 条第 3 号の規定を準用し、非公開とします。

10 選考結果の通知および協定書等の締結等

(1) 選考結果の通知

選考の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに本市ホームページで公表します。

(2) 協定書等の締結

選考結果の通知後、提案採用予定者と協議の上、協定書等を締結するものとします。

(3) 提案内容の一部変更

選考結果の通知後、提案採用予定者と市において調整等を行った上で、提案内容の一部を変更できるものとします。

(4) 選考結果の取消

提案採用予定者が、協定締結までに次の事由のいずれかに該当した場合は、本市は当該提案採用予定者の選考結果を取り消すことができるものとします。

ア 提案資格を喪失したとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載があったとき。

ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。

エ 財務状況の悪化等により、提案実施に支障が生じると判断されるとき。

オ 社会的信用の著しい損失等により、提案採用者として適切ではないと判断されるとき。

カ その他、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

(5) 協定書等締結後の決定取消

協定書等締結後、提案実施期間終了までに提案資格要件に抵触することが明らかになった場合には、協定書等の破棄及び提案実施を終了します。

11 留意事項

- (1) 提案書類等の作成に使用する言語は、日本語とします。
- (2) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とします。
- (3) 提案実施内容の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとします。

12 提案申込先・問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 19階

川崎市まちづくり局施設整備部施設計画課 担当 河崎・正田

電話番号 044-200-2965 電子メールアドレス 50sisetu@city.kawasaki.jp

書類提出先：<https://logoform.jp/form/FUQz/583884>

質問入力先：<https://logoform.jp/form/FUQz/583876>